

施策 1 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進

施策の方向

豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、市民、事業者、行政が協働※して、温室効果ガス※排出抑制のための取組や環境美化活動を推進するとともに、環境保全意識の醸成に向けた情報の提供や環境教育の充実を図ります。

現状と課題

- 温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、市民、事業者、行政が協働して、再生可能エネルギー※の利用促進と省エネルギーに、より一層取り組んでいく必要があります。
- 生活環境の改善に努めるため、啓発活動やパトロール監視などの取組を進めるとともに、空き地等の適正管理を行うなど環境美化活動を推進する必要があります。
- 多くの市民が環境問題に関心を持ち、環境の保全と創造に向けて自主的に参加・行動していけるよう、環境保全意識の醸成に向けた情報の提供や環境教育の充実を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R元)	目標値 (R2)	目標値 (R7)
成果指標	甲府市温室効果ガス排出量	1,209,751.2 t-CO2/年 (H28)	1,019,636.4 t-CO2/年 (H29)	955,545.5 t-CO2/年 (R4)
市民実感 度指数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	2.76P	2.79P	2.84 P	2.82 P

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

施策を構成する事務事業

施策 1 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進

（１）温室効果ガスの排出抑制

◎地球温暖化対策事業

○都市公園等照明灯改修事業

（２）環境美化活動の推進

◎都市美化事業

（３）環境保全対策の推進

◎環境対策事業

○森林保護事業

（４）環境保全意識の醸成

○マウントピア黒平管理事業

○右左口の里維持管理事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

地球温暖化対策事業

担当部課名

環境部 環境保全課

事業概要

- 「第二次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」を着実に進行管理し、環境の保全並びに地球温暖化対策の推進を図る。
- 「第二次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づく、小学校等における環境教育事業や、環境への負担の少ないクリーンエネルギー※の普及・促進に寄与するための助成金の交付など、温室効果ガス※を削減し、かけがえのない恵み豊かな環境を守り次世代に引き継ぐため各種事業を推進する。

現状と課題

- 「第二次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づき、「循環型社会※の構築」「持続可能社会の実現」に向け、環境の保全及び地球温暖化対策に関わるさまざまな施策や事業等の推進のため、市民、事業者、行政が連携し、協働※のもと、それぞれの役割を果たしながら、取り組んでいる。
- 地球温暖化問題において、温室効果ガスの排出の抑制に努めることが重要であり、環境教育や助成金制度などの取組を実施することで、市民意識の高揚につながり、エネルギー消費量は削減されている。しかし、エネルギー構成が火力発電中心にシフトしたため、CO₂ 排出係数※が高くなり、取組内容の積み上げが必ずしも温室効果ガスの削減量とはならない。

今後の事業展開

- 「第二次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」の更なる推進において、関係部局や関係諸団体等と協働・連携を図る中で施策を実施する。
主なものとして、市民自らが自主的に温暖化防止活動に取り組むには、一人ひとりの地球環境に対する意識の醸成が不可欠であることから、未来を担う子ども世代や地域における住民に対し様々な環境教育事業や、温暖化防止活動の積極的な推進を図っていく。
- 本市の自然的・社会的条件に適した太陽光等再生可能エネルギー※の活用を積極的に推進するとともに、エネルギーの地産地消※の推進を図る中、将来にわたって良好な環境をつくり、人々が快適な暮らしを享受できる「低炭素社会※」や「循環型社会」の構築を図るため、関係部署との協議・検討等を進めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	12,014	14,131	14,155

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

都市美化事業

担当部課名

環境部 収集衛生課

事業概要

- 不法投棄対策
- 河川清掃の実施
- 都市美化活動

現状と課題

- 不法投棄対策

中北地域廃棄物対策連絡協議会との連携による河川、山間部等不法投棄多発地域のパトロールを実施している。また、市民からの情報等により発見された投棄物の撤去処理、不法投棄禁止看板の設置や広報誌等による啓発により不法投棄防止に努めている。

- 河川清掃の実施

「河に親しみ、水辺にふれあう運動」として、河川を生活の一部と理解し、親しみの持てる川づくりへの認識を高めるための活動として、主要一級河川を対象に、夏季・春季の年2回、流域自治会及び関係団体の積極的な協力を得て、草刈りやごみの収集等の河川清掃を実施しているが、参加者の高齢化やライフスタイルの多様化等により、参加団体・人員が減少傾向である。

- 都市美化活動

まちの美観を損ねるタバコのポイ捨てを抑制するため、オリオン通りに続き平成29年8月に甲府駅周辺エリアを路上喫煙禁止区域に指定した。定期的な指導・啓発の巡回を行うとともに、路上喫煙禁止区域周知のポスター等の掲示や甲府駅南口サークルベンチ内への看板設置、チラシの配布、広報誌やラジオ等により喫煙者への周知・啓発を行っている。

今後の事業展開

- 不法投棄対策

中北地域廃棄物対策連絡協議会との連携を強化するとともに、パトロールや啓発活動を推進実施していく。

- 河川清掃の実施

親しみの持てる川づくりへの認識や活動の趣旨及び作業内容を周知していく。

- 都市美化活動

路上喫煙禁止区域の周知・啓発を行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	6,096	6,276	6,287

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

環境対策事業

担当部課名

環境部 環境保全課

事業概要

- 大気汚染防止法に基づく「山梨県内における大気の常時監視計画」により、市内の大気汚染状況を常時監視する。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「甲府市 ダイオキシン類の測定計画」により、市内のダイオキシン類の常時監視を行う。
- 水質汚濁防止法に基づく「公共用水域※及び地下水の測定計画」により、市内河川及び地下水の水質検査を実施し、水質状況の把握を行い常時監視する。
- 騒音規制法に基づき、「自動車騒音の常時監視」として市内対象道路約 100Km について、環境基準の達成状況を面的評価により把握する。併せて、一般環境騒音も測定し、生活環境騒音の状況についても環境基準の達成状況を把握する。
- 市民から寄せられる公害苦情について、現地調査・指導等で迅速に対応し、市民の生活環境の保全に努める。また、自治会連合会及び各種団体から選出された「環境監視員」により、地域における不法投棄等生活環境に係る監視を行なっている。
- 各法令に基づき、特定施設の設置・変更等届出の受理及び立入り調査等により、適正管理の指導を行なう。また、土壤汚染対策法に基づき、工場跡地等の土壤汚染について、指導・監視を行う。

現状と課題

- これまで行ってきた水質汚濁防止法、土壤汚染対策法等の事務に加え、中核市移行に伴い大気汚染防止法等の事務移譲を受けたことから、人材育成及び専門職の配置等、体制の整備が課題である。同様に公害苦情処理についても、多種多様化していることから、これに対応するための人材育成・配置等体制づくりが必要となる。
- 河川・地下水等の直営水質検査に係る分析機器については、特例市移行時に購入した機器について年次的に点検・修理を実施しているが、老朽化等が進んでいるため、今後計画的に更新していく必要がある。
- 大気汚染の常時監視に係る測定機器については、中核市移行時に県より譲り受けたもので老朽化等が進んでいることから、今後計画的に更新していく必要がある。

今後の事業展開

- 大気汚染防止法に基づく「大気汚染の常時監視」、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「ダイオキシン類の常時監視」、水質汚濁防止法に基づく「公共用水域の常時監視」及び騒音規制法に基づく「自動車騒音の常時監視」を毎年度実施し、さらに、各法令に基づく特定事業場への指導・監督、各種環境測定、市民からの公害苦情への迅速な対応・処理等を行い、市民の生活環境の状況の把握・改善・保全に努め、市民の健康で快適な生活環境を確保していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	44,677	64,802	44,668

施策 2 公園の整備と緑化の推進

施策の方向

市民生活に潤いと安らぎを与える緑豊かな環境づくりに向け、身近な緑の保全や公共施設などの緑化に取り組むとともに、公園・緑地の整備を推進します。

現状と課題

- 便利で快適な暮らしの一方で環境問題が顕在化する中、市民の環境に対する関心が高まってきており、緑豊かで潤いのある生活環境の形成が求められています。
- 都市化の進展などにより、身近な緑が減少しています。緑の持つ機能や役割の重要性を再認識する中で、保全に向けた取組を進める必要があります。
- 緑をつなげることにより緑の機能や効果を十分に発揮させるよう、公共施設などの緑化や公園・緑地の整備などを推進していく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R2)	目標値 (R7)
成果指標	生け垣設置の総延長	5,866m	6,750m	7,750m
	アダプト制度※により管理される公園数	25 箇所（累計）	26 箇所（累計）	30 箇所（累計）
市民実感 度指数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	2.62P	2.64P	2.66P	2.65P

施策を構成する事務事業

施策 2 公園の整備と緑化の推進

(1) 身近な緑の保全や公共施設などの緑化

○みどり豊かなまちづくり基金事業

(2) 公園・緑地の整備

◎動物園整備事業

○動物園管理事業

○都市公園管理事業

○圃場管理事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

動物園整備事業

担当部課名

まちづくり部 公園緑地課

事業概要

- 動物との距離が近いという動物園の特徴や、市街地にあり市民の憩い場となっている公園の特性を継承しつつ、豊かな緑や花に囲まれ、利用者が楽しく快適に、動物たちと接することができる動物園を目指す。また、ふれあいなどを通じて貴重な動物の生態や、命の大切さ、自然環境について関心を持つきっかけとなる「環境教育」の充実を図り、市民や外部団体などが動物園の運営に積極的に参加することで、動物園・公園を次世代に誇りをもって引き継ぐ地域の魅力的な資産として育くみ、賑わい・交流・子育てなどの拠点とする。

現状と課題

- 安らぎを感じる公園・動物園となるよう一体的な整備を図る必要がある。
- 人と動物にやさしい適切な施設配置を行い、区域に見合った展示手法を構築する必要がある。
- 動物園の役割である「環境教育」や「レクリエーションの場」としての受け入れ態勢を整備する必要がある。
- 市民に愛される動物園となるよう市民や関係機関・団体等へ協働※の場を提供し、連携した事業を推進していく必要がある。
- 持続可能な安定した運営を目指していく必要がある。

今後の事業展開

- 令和元年度に行った「基本設計」をもとに、先行着手する公園部の「実施設計」を実施し、工事の発注を行う。
- 先進事例の調査研究を行うとともに、様々な公民連携手法の導入を検討する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	16,692	214,438	162,775

施策 3 循環型社会の構築

施策の方向

循環型社会[※]の構築に向け、市民、事業者、行政が協働[※]して、ごみの一層の減量化・資源化に取り組むとともに、ごみ処理施設の整備などによる廃棄物の適正処理を推進します。

現状と課題

- 近年、資源・エネルギーの枯渇や、大量使用・大量廃棄による環境負荷の増大といった環境問題が顕在化し、その一因であるごみに対する市民の関心も高まっています。
- 市民・事業者・行政の連携を進めながら、3R[※]に基づき更なるごみの減量化・資源化を進めていく必要があります。
- 広域的なごみ処理施設については、高度処理による環境負荷や施設の維持管理コストの軽減などに努めながら、廃棄物を適正に処理していく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R元)	目標値 (R2)	目標値 (R7)
成果指標	市民1人1日あたりのごみ排出量(家庭系ごみ)	715.5g (H30実績)	670.5g	637.6g
	資源化率(リサイクル率) (家庭系)	20.2%	23.1%	24.6%
市民実感 度指数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	2.77P	2.92P	2.87P	2.86P

施策を構成する事務事業

施策 3 循環型社会の構築

(1) ごみの減量化・資源化

- ごみ減量と資源リサイクル事業
 - 明るくきれいなまちづくり基金事業
 - 塵芥収集事業
 - リサイクルプラザ管理運営事業
 - 産業廃棄物対策事業
- 環境リサイクルフェア事業
 - 学校給食事業(小学校)(食品ロス対策)
 - 最終処分場事業
 - 一般廃棄物処理事業
 - 環境総務事務

(2) ごみ処理施設の整備

- 環境センター地域環境整備事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

ごみ減量と資源リサイクル事業

担当部課名

環境部 減量課

事業概要

- 地球環境に配慮した施策の更なる推進により分別排出の一層の徹底を図るとともに、一般廃棄物処理基本計画に基づく減量目標達成のための取り組みを展開する。

現状と課題

- ごみ排出の利便性向上と分別回収の拡大により、ごみの資源化を進めるとともに、市民に対する排出抑制と分別排出の意識啓発を図り、ごみの減量化を推進している。1人1日当たり家庭系可燃ごみ排出量の減量目標である450gを達成するため、ごみ減量に向けて更なる市民啓発活動の展開と、ごみ分別とリサイクル推進の周知が必要である。

今後の事業展開

- 家庭系可燃ごみ1人1日当たりの平成30年度までの排出量の減量目標450gが未達成であることから、引き続き減量目標を450g以下と設定する中で、新たな減量策を検討するとともに、ごみ減量に向けた更なる市民啓発活動の展開と、ごみ分別・リサイクル推進の周知徹底を図るため、ごみ分別アプリを活用した分別方法の周知やプラスチック製容器包装回収事業のより一層の推進など、諸施策を有効に機能させ、ごみ分別と資源リサイクルを積極的に推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	394,911	358,085	358,714

施策 4 良好な景観の形成

施策の方向 -----

自然、歴史、文化を生かした美しく風格あるまちづくりに向け、市民参加による景観形成[※]を促進するとともに、景観形成基準などに基づいた街並みや眺望の保全に努めます。

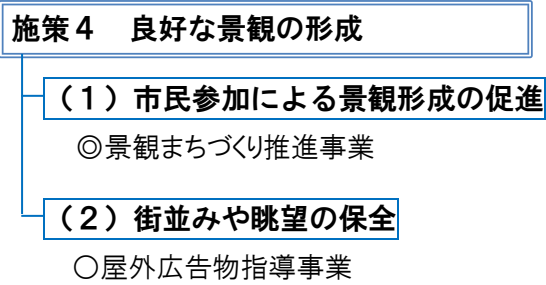
現状と課題 -----

- 盆地特有の眺望景観、豊かな自然景観、歴史景観、地域の日常景観などを守るため、良好な景観の形成に資する市民の活動に対し、支援をしていく必要があります。
- 大規模な建築物の新築など、周辺の景観に大きな影響を与える行為に対し、景観形成基準に基づき指導・助言を行うなどにより、街並みや眺望の保全を図っていく必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R2)	目標値 (R7)
成果指標	景観形成基準等に基づく申請処理件数	116 件	150 件	150 件
市民実感 度指数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	2.51P	2.52P	2.62P	2.60P

施策を構成する事務事業



主要事業

景観まちづくり推進事業

担当部課名

まちづくり部 都市計画課

事業概要

- 景観まちづくりの方向性や方針となる「甲府市景観計画」に基づき、各地区において甲府を特徴づける眺望景観、自然景観、歴史景観及び都市景観のそれぞれの景観要素を含む地域特性を活かした景観計画を策定していく。
- 市民と協働※する中で、中心市街地活性化や景観形成※など、本市における地域課題に対応したまちづくりの推進を図るため、市民主体のまちづくり研究会などへの支援等を行う。
- 「甲府市公共サイン計画」に基づき、各事業担当において、公共サイン※の新設又は更新を行う。

現状と課題

- 市街地の整備や地域特性を活かした良好な景観形成には、個人の権利に対する規制や制限も伴うことから市民の合意形成が重要である。
- 甲府市全体で所管している公共サインは、その数も多いため、一斉に統一化を図ることは困難である。よって、今後公共サインの新設・更新時に、計画に基づいて設置していく必要がある。

今後の事業展開

- 「甲府市景観計画」に基づき、引き続き、一定規模を超える建築物や工作物の届出行為に対して、指導などを行う中で良好な景観形成を促進するとともに、地域特性を活かした景観のルールづくりを行うため地区別景観計画の策定に向けて、住民との協働によって取り組み、本市の良好な景観の保全と形成に努めて、美しいふるさとを財産として後世に受け継ぐことのできる魅力と風格のあるまちづくりを推進する。
- 「甲府市公共サイン計画」に基づき、各事業担当において公共サインの新設又は更新を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1,684	8,094	8,108

施策 5 住環境の向上

施策の方向

安全で良好な住環境を確保するため、市営住宅の計画的な修繕、改善などによる長寿命化※を推進するとともに、民間住宅の耐震化の促進、空家等の適切な管理と活用を図ります。

現状と課題

- 市営住宅については、昭和 40～50 年代に整備したものが多く、老朽化が見られるため、計画的な修繕、改善などによる長寿命化を図る必要があります。
- 耐震診断や耐震改修に対する支援を行うことにより、引き続き、民間住宅の耐震化の促進を図る必要があります。
- 空家等が防災、衛生、景観等の面で市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことのないよう、特定空家等の速やかな除却と空家等の活用を促進し、管理不全な空家等の解消を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現況値 (R1)	目標値 (R2)	目標値 (R7)
成果指標	一般住宅の耐震化率	83.5% (H30)	90.0%	92.0%
	管理不全な空き家の改善指導における改善率	62.7%	65.0%	65.0%
市民実感 度指数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	2.21P	2.34P	2.34P	2.44P

施策と構成する事務事業

施策 5 住環境の向上

(1) 市営住宅の計画的な修繕・改善

- ◎住宅管理事務
- ◎市営住宅駐車場整備事業
- 公営住宅整備事業

(2) 民間建築物への支援

- ◎建築物耐震化支援事業
- アスベスト飛散防止対策事業

(3) 空家等の適切な管理と活用

- ◎空家等対策推進事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

住宅管理事務

担当部課名

まちづくり部 住宅課

事業概要

- 住宅に困窮する子育て世帯から高齢者世帯など様々な世帯に対して、低廉で安全な居住空間を提供するため既存住宅を改善し、居住水準・質的向上を図りながら居住ニーズを満たし、長期にわたって有効活用していく。

現状と課題

- 市営住宅子育て世帯等応援家賃助成金事業については、平成 30 年度から施行して、平成 30 年度は 20 世帯、令和元年度は 16 世帯の入居が完了されている。
- 市営住宅は昭和 40 年代から 50 年代に建設された住宅が多く、改修コストの増大が予測される。
- 外壁、屋上防水の傷みが目立ち、居住水準等質的向上への困難が予想される。

今後の事業展開

- 市営住宅子育て世帯等応援家賃助成金事業については、市営住宅を利用した定住を目指し、更なる周知を行い事業推進に取り組む。
- 管理している市営住宅の修繕や改善を引き続き効果的に実施しながら長期的な利用を図るとともに、安全性の面から耐用年限を超過した住宅の用途廃止に取り組んでいく。
- 「甲府市市営住宅駐車場整備実施計画」に基づき、駐車場の整備を進めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	210,054	171,559	162,241

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

建築物耐震化支援事業

担当部課名

まちづくり部 建築指導課

事業概要

- 大規模地震による建物の倒壊から、市民の生命及び財産等を保護するとともに、木造住宅、ブロック塀等や緊急輸送路※等の避難路沿道建築物の耐震性を高めることで被害の拡大を抑制し、地震に強い安全で安心なまちづくりを推進する。

現状と課題

- 大規模地震の発生が危惧される中、建築物の耐震化率の向上が急務の問題となっている。
- 木造住宅に関する補助制度については、無料耐震診断から耐震改修費までの一貫した支援体制が整っているが、耐震診断はするものの、耐震改修には多くの自己資金が必要となることもあり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 緊急輸送路※等の避難路沿道建築物の耐震診断においては、所有者に診断の義務が課せられているが、法律改正の内容や補助制度等について、理解が不十分な方への周知が課題となっている。

今後の事業展開

- 引き続き、ホームページや広報誌を活用して啓発活動を行っていくとともに、「耐震相談窓口」を課内に常設する。また、自治会単位ごとのきめ細かな説明会や戸別訪問等を通して事業の啓発に努める。
- 避難路沿道の耐震診断義務化建築物の所有者に対しては、法改正の内容と補助制度等を充分理解していただけるよう、戸別訪問等を実施する。
- 危険性の高いブロック塀等の撤去や、改修する費用の一部を助成する事業の啓発に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	396,663	376,861	912,573

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
 【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

空家等対策推進事業

担当部課名

まちづくり部 空き家対策課

事業概要

- 市民の良好な生活環境の保全と地域の活力向上による魅力あるまちづくりに資するため、空家等の発生予防、適切な管理及び利活用の促進に向けた必要な施策を総合的かつ計画的に推進する。

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進行を背景に、今後、更なる空家等の増加が見込まれることから、効率的かつ効果的に施策を実施する必要がある。
- 空家等は私有財産であり、本来、所有者等の責任のもとに管理・処分されるべきものであることから、所有者等の管理意識の醸成を図るとともに、適切な管理を働きかける必要がある。
- 空家等の抑制に向けては、所有者や市民等に利活用に向けた意識啓発を行うことが必要である。
- 空家等の中には、所有者等が不明なものや、相続手続きがされていないものなど、所有者等の特定が困難なものがあるが、適切な助言又は指導等の対応を図るためには、所有者等の特定を行う必要がある。

今後の事業展開

- 「甲府市空家等対策計画」に基づき、空家等の発生予防、適切な管理及び利活用の促進に向けた取組を推進する。
- 「特定空家等」に認定した空家等の除却を促進するため、法令に基づく適切な措置を実施し、市民の良好な生活環境と安全安心の確保に努める。
- 「空家等実態調査」による空家等情報のデータを適切に管理・運用するとともに、その情報を最大限に活用する中で、利用可能な空家等を中古市場へ流通させるなど、利活用の促進を図る。
- 「甲府市空家等対策協議会」及び「甲府市空家等対策推進チーム」と連携して、「甲府市空家等対策計画」の着実な推進を図る。
- 「甲府市空き家情報提供制度」を活用し、空家等の所有者等に対する適正管理の依頼や、空き家セミナー・相談会及び助成制度の紹介などを行い、更なる空家等の解消に努める。
- まちなかエリアにおいて、民間賃貸住宅に入居する子育て世帯及び新婚世帯への家賃助成や、空き家を購入又は賃貸する者に対して改修工事費を助成することにより、まちなかエリアの空家等の解消を図るとともに、活力あるまちづくりを推進する。
- 空き家を地域活性化施設（地域集会施設や子育て支援施設など）に利活用するための改修費用を助成する制度を新たに創設したことから、制度の周知を図るとともに、多面的な利活用を促進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	27,052	26,402	34,405

施策 6 水道水の安定供給

施策の方向

安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、健全で効率的な水道事業経営に努めるとともに、水道施設の計画的な整備・更新を図ります。

現状と課題

- 人口減少などに伴う水需要の減少を踏まえ、事業の効率化やサービスの向上などにより、さらに健全で効率的な事業経営に取り組む必要があります。
- アセットマネジメント※の導入などにより、老朽化した施設の更新計画を策定し、水道施設や管路の耐震化を推進する必要があります。

施策の成果

	指標名	現況値 (R1)	目標値 (R2)	目標値 (R7)
成果指標	有収率	82.65% (H30)	82.53%	85.38%
	管路の耐震管率	14.61% (H30)	16.56%	22.25%
市民実感 度指数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	3.33P	3.33P	3.41P	3.42P

施策を構成する事務事業

施策 6 水道水の安定供給

(1) 健全で効率的な水道事業経営

- ◎水源保全活動推進事業
- ◎水質検査事業
- ◎簡易水道等事業
- ◎水源域の水質調査事業
- ◎貯水槽水道管理指導事業

(2) 水道施設の計画的な整備・更新

- ◎水道管路耐震化事業
- ◎浄水施設等更新事業
- ◎鉛製給水管対策事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
 【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

水源保全活動推進事業

担当部課名

工務部 水保全課

事業概要

- 水源保全の必要性などを情報発信するとともに、市民、各種団体、企業などとの協働※により、水源林植樹の集い、水源観察会、水道水源地クリーン作戦などを実施する。

現状と課題

- 水源保全に対する市民意識の醸成に向け、水源林植樹の集い（年 1 回）、荒川源流における野鳥及び水生生物の水源観察会（年 2 回）、水道水源地クリーン作戦（年 2 回）を実施している。

甲府市、上下水道局などによる啓発を継続的に行い、水源保全活動への参加を促進するとともに、市民や各種団体などによる自主的な活動が行われるよう事業を推進する必要がある。

なお、事業実施においては、天候が大きく影響することから、可能な限り予備日の設定を検討し、目標値の達成に努める。

今後の事業展開

- 水源保全活動参加者の確保に努めながら市民との協働※により事業を推進するとともに、関係機関と連携して自主的な活動の促進を図り、効果的な水源保全への取り組みを推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	2,234	2,234	2,234

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

水源域の水質調査事業

担当部課名

工務部 浄水課

事業概要

- 荒川ダムの富栄養化※及び荒川上流域表流水の経年変化や水質変動状況を把握するための水質調査を実施する。

荒川上流域水源かん養林については、甲府市・山梨大学連携事業による研究の基礎データを基に、現状把握及び分析を行う。

昭和、中道系の盆地地下水については、量・質からみた地下水の実態調査、流動の把握、賦存量の調査研究を実施する。

現状と課題

- 水源水質については、荒川上流域表流水及び昭和、中道系地下水の水質検査を行う中でその変化を監視しており、安全で清浄な原水が確保されている。

水源保護地域内の水源かん養能力※及び盆地地下水の賦存量などについても山梨大学連携事業により調査・研究を行っており、大きな変化が見られず良好であることを把握している。

水源域の水質変動を的確に把握するためには、一定期間の水質データの収集が必要であり、継続して水質調査を実施する必要がある。

今後の事業展開

- 荒川上流域及び昭和、中道系地下水の水源水質調査を継続的に実施し、蓄積されたデータを解析する中で、水源の水質状況を監視していく。

山梨大学連携事業では、昭和系地下水の実態調査と併せて、荒川ダムの調査を重点的に実施し、引き続き必要な水源保全対策を検討していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	4,853	4,853	4,853

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
 【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

水道管路耐震化事業

担当部課名

工務部 水道課

事業概要

- 耐久性・耐震性に劣る経年管路の更新工事をはじめ、全ての管路工事において国の耐震基準を満たす耐震管を採用し耐震管率の向上を目指す。

現状と課題

- 平成 30 年度末の耐震管率は 14.61%である。下水道工事に伴う配水管布設替工事の減少に伴い目標とする整備延長の確保が難しくなっている。災害対策工事、経年管路更新工事を可能な限り拡大しながら耐震化を進めていく必要がある。

今後の事業展開

- 令和元年度末の管路の耐震管率は、15.8%となる見通しである。今後は、災害対策工事、経年管更新工事を中心に、年間に既設管路の 1.00%を更新し、新設管路の整備と合わせて、令和 9 年度目標耐震管率 24.50%を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	1,928,493	1,900,000	1,900,000

施策 7 生活排水の適正処理

施策の方向

快適な生活環境を確保するとともに、河川、水路など公共用水域※の水質を保全するため、公共下水道施設などの計画的な整備・更新による生活排水の適正処理を推進します。

現状と課題

- 公共下水道における整備未着手区域については、全体計画を見据えつつ着実に整備を進めていくとともに、整備効果が早期に現れるよう、下水道への接続などを積極的に促していく必要があります。
- アセットマネジメント※の導入などにより、老朽化した施設・設備、機器などの計画的な更新改修などを進めるとともに、管路や施設の耐震化を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現況値 (R1)	目標値 (R2)	目標値 (R7)
成果指標	公共下水道の水洗化率	98.15% (H30)	98.65%	99.06%
市民実感 度指数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	3.26P	3.29P	3.25P	3.29P

施策を構成する事務事業

施策 7 生活排水の適正処理

(1) 公共下水道による適正処理

- ◎汚水管きよ整備事業
- ◎下水道地震対策事業
- 処理場等施設の調査及び改築事業
- ◎下水道接続促進事業
- 管路施設の調査及び改築事業

(2) 浄化槽による適正処理

- 生活排水対策事業
- 浄化槽事業

(3) 農業集落排水施設による適正処理

- 農業集落排水事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
 【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

污水管きよ整備事業

担当部課名

工務部 下水道課

事業概要

- 市街化区域※については、未整備箇所の解消を図る。
- 市街化調整区域※と中道地区の整備については、年次計画に基づき整備を図る。

現状と課題

- 市街化区域※の污水管きよ整備については、区域内に点在する未整備箇所の要因を分析し整備を行う。
- 市街化調整区域※の整備については、北部地域の地形や新山梨環状道路北部区間の進捗等に応じて整備を進める必要がある。
- 中道地区については、市街化調整区域※と同様に特定環境保全公共下水道事業※により、今後を着実に整備を行う。

今後の事業展開

- 市街化区域※については、未整備の要因を分析し、整備を行う。
- 市街化調整区域※については、北部地域を中心として、整備を進める。
- 中道地区については、年次計画に基づき、整備を進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	710,801	440,000	390,000

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

下水道接続促進事業

担当部課名

業務部 給排水課

事業概要

- 「公共下水道接続促進行動計画」に基づき、下水道未接続家屋に対し、通常訪問（平日）及び休日や夜間を利用した積極的な訪問を行う中で、下水道の必要性を説明するとともに啓発用の文書を配付して普及活動を行う。
- 水洗便所改造資金貸付制度や下水道接続のお願い等を広報誌に掲載する中で接続促進のPRを行う。
- 9月10日「下水道の日」の関連事業として、街頭キャンペーン「下水道何でも相談所」を開設し下水道事業への関心及び理解を深める。

現状と課題

- 下水道の普及率は96%、水洗化率98%と概ね高水準であるが、未接続家屋が2%程度存在する。この未接続家屋における理由は、大きく分けると短期間で解決できるもの、長期間若しくは解決の目途が立たないものに分類され将来的にも接続できない家屋への対応が課題であることから、更なる経済的支援や技術的支援など接続に向けた対策が重要となる。

今後の事業展開

- 「公共下水道接続促進行動計画」に基づき、下水道の役割や接続への理解を深めていただくよう積極的に啓発活動を行い供用開始区域における早期の下水道接続促進を図るとともに、中長期にわたり未接続のままの世帯に対し、継続的に接続指導を行う。
- 接続工事には、多額の費用を要することからお客様へ貸付や融資あっせんを行い、負担軽減を図り、未接続家屋の解消に努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	7,887	7,887	7,887

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
 【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

下水道地震対策事業

担当部課名

工務部 下水道課・浄化センター

事業概要

- 下水道管路については、地震発生時に管路施設が有すべき最低限の機能確保（流下機能及び交通機能）及び指定避難所等におけるトイレ確保のためマンホールトイレの整備を行う。
- 浄化センター等施設については、「下水道総合地震対策計画」において設定した優先度に基づき、施設の耐震診断及び耐震補強を計画的に行う。

現状と課題

- 下水道管路については、管路施設の耐震性能を確保することを目的として、「下水道総合地震対策計画」により継続的に事業を推進していく必要がある。
- 浄化センター等施設については、全 87 の土木・建築施設を優先度の高い順に緊急、中期、長期の三種類に分類しており、その内の緊急（人命、揚排水機能の確保）について対象施設の耐震診断を終えたところ、全ての施設で耐震補強が必要という結果となったことから、耐震化実施設計、耐震化工事を速やかに実施しながら、中期、長期の対象施設についても耐震診断等を進め、耐震化を図っていく必要がある。

今後の事業展開

- 下水道管路については、「下水道総合地震対策計画」に基づき、管路施設の流下機能確保及び緊急輸送路等の交通障害防止による防災対策と、指定避難所等へのマンホールトイレ整備による減災対策を並行して実施していく。
- 浄化センター等施設については、「下水道総合地震対策計画」において設定した優先度及び処理場設備の改築計画に基づき、施設の耐震診断及び耐震補強を計画的に行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	553,618	1,045,000	1,197,000

施策 8 生活衛生の充実

施策の方向 -----

良好な衛生環境を保持するため、し尿の適正処理や斎場・墓地の整備を図るとともに、動物を適正に飼養し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めます。

現状と課題 -----

- し尿処理施設については、施設の維持管理に努めながら、し尿を適正に処理していく必要があります。
- 斎場・墓地については、施設の維持管理に努めていく必要があります。
- 市民の動物愛護と適正飼養に関する意識を高める中で、畜犬対策や飼育限度を超えた繁殖の防止など、動物を適正に飼養し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めていく必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現況値 (R1)	目標値 (R2)	目標値 (R7)
成果指標	狂犬病予防注射接種率	68.2% (H30)	75%	75%
市民実感 度指数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	2.87P	2.90P	2.96P	2.97P

施策を構成する事務事業

施策 8 生活衛生の充実

（１）し尿の適正処理

◎し尿処理事業

（２）斎場・墓地の整備

○斎場管理事業

○つつじが崎霊園管理事業

（３）動物の適正飼育の推進

◎動物愛護事業

（４）衛生環境の充実

○環境衛生事業

（５）適正な衛生環境の確保

◎生活衛生事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

し尿処理事業	担当部課名 環境部 廃棄物対策課
--------	---------------------

事業概要

- 甲府市内の生し尿・浄化槽汚泥を安全かつ衛生的に処理を行う。

現状と課題

- 下水道の普及等に伴い、し尿の搬入量は年々減少している。施設の老朽化もあり、安定的な処理を継続していく必要がある。

今後の事業展開

- し尿の搬入量減少及び施設の老朽化を踏まえ、「し尿等処理のあり方」について検討する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	56,430	52,986	53,079

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

動物愛護事業

担当部課名

福祉保健部 生活衛生業務課

事業概要

- 狂犬病予防法に基づき飼い犬の登録を推進するとともに、集合注射の実施、鑑札及び注射済票交付事務の山梨県獣医師会（動物病院）への委託等により予防注射接種率の向上を図る。
- 動物の愛護及び管理に関する法律及び市条例など関係法令に基づき、犬猫などのペットの適正な飼養管理の推進を図る。
- 飼い主のいない猫等による迷惑行為等の減少を図る。

現状と課題

- 狂犬病予防法により、犬の所有者は、生後 9 1 日以上の子犬に、毎年 1 回狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられているが、本市における接種率は近年減少傾向にある。日本国内での狂犬病は 50 年以上発生していないが、海外から輸入されたコンテナ貨物内の迷入動物による感染の可能性も指摘されていることから、接種率の向上は、公衆衛生上の課題である。
- 飼い主のいない猫等によるふん尿、鳴き声、ごみあさり、無責任な餌やり等の苦情・相談が多数寄せられており、飼い主や、むやみに餌を与えている方への指導等を行うとともに、平成 27 年 8 月からは、飼育限度を超えた繁殖を防止し、市民の動物愛護と適正管理に関する意識啓発や不必要な生命の殺処分並びに猫に起因する被害及び迷惑行為等の減少を図るため、猫の不妊・去勢手術費補助金交付制度を開始した。

今後の事業展開

- 狂犬病予防法に基づく登録と予防接種が犬の所有者の責務として定着するよう普及啓発に努める。
- 動物愛護デーなどの実施や動物愛護推進員の委嘱等を通じて、市民の動物愛護と適正管理に関する意識を啓発し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現と市民の快適な生活環境を保持する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	20,538	19,330	19,364

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

生活衛生事業

担当部課名

福祉保健部 生活衛生業務課

事業概要

- 食品衛生関係法令に基づき、市内の飲食店、スーパー、市場等の施設の計画的な監視指導を実施し、食品の安全性を確保する。
- 生活衛生関係法令に基づき、市内の旅館や入浴施設などに対し、監視指導を実施し、適正な衛生水準の維持及び快適な生活環境を確保する。

現状と課題

- 食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、全食品等事業者にHACCP※に沿った衛生管理が義務化されたことから、令和3年6月の経過措置期間終了までに、全食品等事業者が「HACCPに基づく衛生管理」又は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を行う必要があるため、食品事業者への周知や指導を強化する。
- 食中毒の発生リスクなどに応じて、令和3年6月から営業許可制度が見直され、新たに届出制度が創設されることから、関係者への周知を図り、食品営業許可制度の改正を円滑に推進する必要がある。
- 全国的にノロウイルス※、カンピロバクター※、アニサキス※による食中毒が多発し、腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒も発生している。また、市内においては、毒キノコやスイセン等の植物性自然毒を原因とする食中毒も散見される。こうしたことから、食中毒等の健康被害の発生を未然に防止するため、食品等事業者の施設への計画的な立入検査の実施や、食品の安全性を確認することを目的とした収去検査の実施及び一般市民の食品安全意識を醸成する必要がある。
- 令和2年4月から食品表示法の完全施行に伴い、食品事業者は、市民（消費者）へアレルギーや栄養成分表示など法に基づいた分かりやすい食の情報を伝える必要がある。
- オリンピック、パラリンピックの開催に伴い、多くの観光客が県都である甲府市に訪れることが見込まれることから、食による事故防止に加え、宿泊施設や入浴施設などの生活衛生関連施設におけるレジオネラ症※などの事故の発生を防止するため、関係法令に基づいた衛生管理を徹底する必要がある。

今後の事業展開

- 食品等事業者に対し、営業許可の更新時の監視や食品の収去検査などを通じて、食品表示法に基づく表示への対応状況の確認、適正表示の指導を行うとともに、食品衛生責任者を対象とした講習会を開催し、HACCPに基づく衛生管理等の推進を図り、安全・安心な食品の流通を確保する。
- ゴールデンウィーク前やオリンピック、パラリンピックの開催前に宿泊施設等の一斉監視を実施するほか、通常の監視や関係団体への補助を行うことにより、宿泊施設や入浴施設などの衛生水準の維持向上を図り、安全で快適な生活環境の確保を図る。
- 食品のリスクや管理方法等について、科学的根拠に基づいた正しい知識を取得し、正確に情報を発信することができる市民を食品リスクコミュニケーターとして養成し、地域での自発的な活動を通じて、食品安全意識の醸成を図り、家庭での食中毒を防止するとともに、適正な食を通じた市民の健康増進につなげていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	35,317	33,239	33,298